

# 川崎市立日吉中学校いじめ防止基本方針

## 1 令和8年度 学校経営計画

<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育基本法・関係法令</li> <li>・中学校学習指導要領</li> <li>・かわさき教育プラン</li> <li>・学校評価の方法</li> <li>・夢教育21推進事業</li> </ul>	<p><b>学校教育目標</b></p> <p>1【知】創造力を持った心豊かな人になろう</p> <p>2【徳】礼儀と責任を重んじ、実行力のある人になろう</p> <p>3【体】健康で教養のある人になろう</p>
<p><b>学校経営方針</b></p> <p>「生徒が主役」 ・生徒一人ひとりが夢や希望をもち、光り輝いて活動する学校</p> <p>「ひとりも取り残さない」 ・わくわくがとまらない、活気あふれる教育活動の実践</p>	

<p><b>めざす学校像</b></p> <p>生徒が主体的に活動する活気あふれる学校</p> <p>生徒が安心して過ごせる学校</p> <p>保護者・地域から信頼される学校</p>	<p><b>めざす生徒像</b></p> <p>主体的に考え行動する生徒</p> <p>夢や目標に向かって努力する生徒</p> <p>個性を尊重し協力しあう心豊かな生徒</p>	<p><b>めざす教師像</b></p> <p>生徒に寄り添い受容できる教職員</p> <p>職務に情熱と使命感を持つ教職員</p> <p>チーム（組織）として活躍できる教職員</p>
---	--	--

### 中期経営目標（5年目標）

<p>① 心の通い合う人間関係と豊かな人間性の育成</p> <p>○一人ひとりを大切にする支援教育の充実</p> <p>○人権尊重教育を基盤とした教育活動の推進</p> <p>○特別活動・道徳教育を通しての人間関係の構築</p>	<p>② 確かな学力が身につく学習活動の推進</p> <p>○主体的に学び、学習に取り組む生徒の育成</p> <p>○個に適した指導と学び合う授業展開の確立</p> <p>○新学習指導要領をふまえた指導と評価の一体化</p>	<p>③ 心身ともに健康で逞しく生きる生徒の育成</p> <p>○基本的な生活習慣や社会性や規範意識の育成</p> <p>○感動を共有し痛みを分かち合える協働性の育成</p> <p>○スポーツや運動の推進による健康な身体づくりの推進</p>	<p>④ 地域から信頼される、魅力ある学校づくり</p> <p>○日吉中学区の伝統や特色を生かした教育の実践</p> <p>○家庭・地域との連携を密にした教育活動の充実</p> <p>○日吉中学校の誇りを醸成する教育活動の推進</p>
--	--	--	---

### 短期経営目標（今年度の重点目標）

<p>○好ましい人間関係づくりを意識し、人を思いやる心・自他の違いを認める心の育成</p> <p>○生徒理解を深め、個々に応じた支援教育の実践や教育相談体制の充実</p> <p>○自己肯定感・自己有用感が得られる教育活動の充実</p> <p>○生徒が主体的に活動できる教育活動の充実</p>	<p>○UD・UDLを取り入れた授業づくりの確立</p> <p>○生徒の特性や習熟度に応じた個別最適な学びの充実</p> <p>○学び合い活動の推進と授業をファシリテートする力の向上</p> <p>○信頼性、妥当性の高い評価の一体化</p> <p>○探求活動の充実</p>	<p>○社会性や規範意識の育成</p> <p>○豊かな生き方や、夢や希望に向かって努力するキャリア教育と進路指導の充実</p> <p>○心身の成長を促進し、目標に向かって協力しあう部活動の推進</p> <p>○ウェルビーイングを意識した健康指導や保健指導</p>	<p>○家庭や地域との連携の強化</p> <p>○学年・学級通信、学校ホームページ等による保護者や地域への積極的な情報発信</p> <p>○地域教育会議やコミュニティースクール等との連携による教育活動の充実</p>
---	--	---	---

### 重点目標に係る具体的な取組や考え方

<p>○ウェルビーイングを意識した教育活動（希望・行動・思いやり）（自信・思いやり・挑戦）</p> <p>○「気付き考え行動する」ことができる生徒の育成</p> <p>○生徒の主体性を育む活動の推進</p> <p>○共生＊共育プログラムの効果的な活用</p> <p>○学級会の充実</p> <p>○教育相談の充実</p>	<p>○生徒の意欲がわき、わかったと実感できる授業の実践</p> <p>○主体的に学びに取り組む生徒の育成</p> <p>○授業の中で自分の考えを持ち、学びあいに意欲的に参加する生徒の育成</p> <p>○視聴覚教材やGIGA 端末の積極的な活用によるUDLや個別最適な学びの推進</p> <p>○探求活動の充実</p>	<p>○アンケートや教育相談の推進による生徒理解の徹底</p> <p>○仲間と喜びや痛みを共感する部活動指導</p> <p>○過ごしやすく、整理整頓された校内環境整備</p> <p>○規範意識を向上させる生徒会活動や委員会活動</p> <p>○「いいとこみつけ」の活用</p>	<p>○授業参観や学級懇談会等の定期的な開催</p> <p>○学校ホームページの定期的な更新や学級通信等の情報配信の充実</p> <p>○PTAや地域教育会議との連携による教育活動の充実</p> <p>○オンライン配信等、教育活動の可視化の推進</p> <p>○コミュニティースクールの効果的な運営</p>
--	--	--	---

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

#### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

#### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

### (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

#### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

#### ② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

#### ③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

#### ④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

### 5 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

#### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭

教務主任、学年主任、特別支援学級主任、生徒指導担当、支援教育コーディネーター

養護教諭、部活動顧問長、スクールカウンセラー

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・（生徒指導担当）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・（生徒指導担当）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・（生徒指導担当）
- ・道徳教育との連携・・・（道徳担当）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・（生徒指導担当）

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・（生徒指導担当）
- 1年・・・（1学年主任）      2年・・・（2学年主任）
- 3年・・・（3学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・（生徒指導担当）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・（生徒指導担当、支援教育コーディネーター）

### 【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・（特別活動指導担当、生徒指導担当）
- ・PTA校外委員会との連携・・・（校外委員会担当）
- ・地域教育会議との連携・・・（地域教育会議担当、生徒指導担当）

### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・（生徒指導担当）
- ・児童相談所との連携・・・（生徒指導担当、支援教育コーディネーター）

## 7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画の例

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認・役割分担</li> <li>・生徒指導研修会 (年間指導計画確認、いじめ未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修)</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの取組について</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムアンケートの実施</li> <li>・情報モラル講演会、振り返り授業実施</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの取組について</li> <li>・自宅確認、地域巡回の実施</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談週間の実施</li> <li>・CAPプログラムの実施</li> <li><b>【児童生徒指導点検強化月間】の取組</b></li> <li>・職員研修：CAPプログラム</li> <li>・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施</li> <li>・学校生活アンケート集約について</li> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの取組について</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムアンケートの実施</li> <li>・三者面談の実施</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> <li>・職員研修：学級活動について</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施</li> <li>・学校生活アンケート集約について</li> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> <li>・教育相談週間の実施</li> <li>・いじめ防止対策に関する研修会</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談週間の実施</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの取組について</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムアンケートの実施</li> <li>・前期の反省とまとめ・後期の具体的な取組についての確認</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・前期の反省とまとめ・後期の具体的な取組についての確認</li> <li>・人権フォーラムの実施</li> </ul>

1 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・人権に関する内容で学級会の実施</li> <li>・子どもの権利条例プログラム実施</li> <li>・いじめ防止標語の募集とポスター制作</li> <li>・子ども会議、体験授業の実施</li> <li>・Hi4City フェスティバルへの参加</li> <li>・デート DV 講演会の実施</li> </ul>
1 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・三者面談の実施</li> <li>・冬休み期間中の対応確認</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談週間の実施</li> <li>・かわさき共生＊共育プログラムアンケートの実施</li> <li>・第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施</li> <li>・学校生活アンケート集約について</li> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> </ul>
2	<p><b>【学校体制振り返り月間】の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> <li>・おやじの会との餅つき大会</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 児童・生徒の自主的な取組

#### [自主的な企画・運営]

- ・集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動や校内美化活動

#### [交流活動の活性化]

- ・縦割り活動
- ・委員会活動（校内美化活動、あいさつ運動、ピンクシャツデー）
- ・小中高連携活動（ふれあい祭りなどでの交流）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動（おやじの会との餅つき会）
- ・小中連携活動
  - ①小学校の運動会
  - ②文化祭やHi4city、子ども会議での交流
  - ③教職員による年2回の授業参観、研修会での交流
  - ④新学習指導要領を意識したカリキュラム編成やキャリア教育等の情報交換
- ・地域行事や子ども文化センターでの交流活動

#### [啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅キャンペーンの実施
- ・より良い人間関係を構築するための生徒集会、学年集会の実施
- ・生徒会年間テーマの設定、掲示
- ・全校生徒が参加する人権フォーラムの実施

### 保護者の取組（PTA活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・授業参観・学校公開や学校行事への積極的な参加

### 地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・Hi4cityをはじめとする地域行事等を通じての生徒との交流